今月号のおもな内容

・特集 合併問題秋の陣

府内全体に巨大なエネルギー……1 現地からの報告 宮津・美山・園部…2

- •新連載① 京都府政情報 洛東病院……6
- 研究最前線 リレートーク№4……7
- ・地労委の労働者委員不当任命………8
- ・広原盛明先生の美しきマンスリー……9
- ・義務教育費国庫負担制度を守ろう……12



(社) 京都自治体問題研究所 (075) 241 - 0781 TEL • FAX メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp 十居靖節 発行人

特集 合併問題秋の陣 ① 京都府内全体の動きから

「わが町が好き」「押し付け許さず」の巨大な住民エネルギー

谷上晴彦(京都研究所常務理事・京都自治労連自治研部長)

新たな段階をむかえた京都

府内の合併をめぐる状況は、新たな段 階を迎えています。

現行の合併特例法が来年3月に期限が 切れることから一応の区切りを前に、推 進側が強引で執拗な動きを強める一方、

「わが町が好き」「押し付けはダメ」と広 範な住民が多様な共同を行い、巨大な力 を発揮し立ち向かっている状況です。

3人の方に各地のレポートをお願いし ましたのでお読みいただくとして、私は 府内を概観しておきます。

府内のせめぎ合い概観

宮津与謝地域(宮津・加悦・野田川・ 岩滝・伊根)は7月29日、法定協の「休 止」を決めました。法定協段階で事実上 破たんしたのは府内で初めてです。

中丹(福知山・夜久野・大江・三和) の3町で約6割から66%もの条例制定

直接請求の署名が寄せられました。署名 到達率は全国トップクラス、住民の意思 は明白です。しかし町長と議会多数派が 条例案を否決。町民は屈せず、大江町で 町長リコール運動を開始するなど、住民 の願い実現のために立ち上がっています。

船井・北桑地域では、和知町の住民ア ンケートなどをもとに大規模合併から離 脱。「丹波・瑞穂・和知」「園部・八木・ 日吉・美山」「京北・京都市」と府が当初 示した合併パターンは崩れています。

美山で住民投票を求める直接請求署名 が67%も寄せられました。同時に、住 民グループが「日本一の田舎をめざして」 と 題 して A 4 版 約 3 0 ページの 自立計画 を作成。府内では公表された最初の本格 的なものです。

京都市以南は任意協が破たんしていますが、合併推進勢力は執拗な動きを続けています。

みんなで決めようは府民の常識

丹後から始まった「大事なことは、みんなで決めよう」という要求は、住民の常識になっていると言えるのではないでしょうか。常識の前に立ちはだかる町長・議会多数派の壁を乗り越えるための新たなチャレンジが始まりました。

地方に犠牲を転嫁する三位一体改革が

進められているなかで、国への取り組み 強化とともに、自治体の規模にかかわら ず(京丹後市含め)、まちづくり・自立計 画を自治体当局に作らせること(また美 山のように自主的な自立計画づくりへの チャレンジも)が大事になっています。

合併推進へ京都府幹部が府内各地で動いています。長野県などは自律をめざす市町村を支援していますが、長野県などと比べ京都府は異常です。合併しない・できない自治体への支援策をとらせることも益々大事になっています。

特集合併問題秋の陣 ② 宮津・与謝からの報告 ふるさとのまちづくりへ大きな共同を

市川 迪彦(合併問題と21世紀のまちづくりを考える会)

励まされる全国の運動

各地から「小さくてもキラリと光るまちづくり」の報を聞いて意を強くしています。宮津・与謝1市4町の合併協議会は、「休止」となって事実上、死に体となっています。最近では合併推進の立場の議員からも、「1市1町の合併なら賛成できない」「市民の意見を二分する課題は市民の声をよく聞いて」という発言も出るようになっています。

まちづくりの理念を巡って

野田川町は合併協議会の解散を求めま 住民の疑問を大切にしながらしっかりとしたが、その理由として新市庁舎の位置 した意識調査を行ったりしました。そのを第一にあげていますが、宮津市の多額 ことが住民に主権者としての自覚を促し、

の借金と合併特例債が、かえって通常実施する事業を圧迫するとの懸念やまちづくりの理念(宮津市はハード事業中心)の違いの方が大きかったのではないでしょうか。

野田川町がこのような判断をすることができた背景には、私たちの「会」も役割を果たしたと思います。「会」は宮津・与謝全体で構成し、学習会や情報の提供を行いましたが、各市町単位でも創造的な活動を広げていきました。「民主町政の会」を中心に住民アンケートに取り組み、住民の疑問を大切にしながらしっかりとした意識調査を行ったりしました。そのことが住民に主権者としての自覚を促し

町の地区別説明会での活発な議論につな がったように思います。

宮津・与謝全体の運動は、組織を整えることと並行して学習から始まりました。 自治労連などから講師を招いて、押し付け合併攻撃の背景や情勢を学び、徹底して住民へ知らせ、バラ色の合併構想や財政シミュレーションのうそを明らかに出来たと思います。公開の学習会や意見広告ビラにはかなりの幅広い人たちが参加しました。「合併問題は住民の意思で決める」という住民の意思が生きました。

これからが正念場

私たちの運動はこれからを展望しなければなりません。市長選挙を行った宮津市ですが、市債をどうするのか、なにも公約されませんでした。宮津市こそしっかりした構想を持つべきですが、「会」もこれまでのまちづくりシンポなどを開催してきた経験に立って、ふるさとのまちづくりにはあらゆる立場の人が共同して関わっていくことを重点にして運動を進めていこうとしています。

特集 合併問題秋の陣 ③ 美山町からの報告 日本一の田舎づくり・住民主体のまちづくり

坂井 隆雄 美山住民投票ネット事務局長

旧村に地域振興会

美山町では3年前、前町政(中田町長) の元で旧村5地区に地域振興会を組織し、 その事務所に町職員1~2名を配置した。

時すでに町村合併の議論は始まっていたが、敢えて合併の有無に拘わらず「可能な限り小さな区域で町づくりを考え実践していこう」と5地区の地域振興会では少子高齢化問題・過疎化対策・美しい景観の保全・人づくり・町づくりについて活発な議論が交わされ「日本一の田舎づくり」を町是として都市農村交流の実践もすかできた。

合併めぐる船井・北桑の動き

昨年4月の統一地方選で町長(中島町

長) も議会議員も無投票で改選され、新 町政は前町政を継承し地域に根ざした町 づくりを唱えて1ヵ年を経過した。

前町政では、船井郡6町と北桑田郡2 町の町村合併任意協議会に加入していた。 京北町は政令指定都市京都市との合併へ、 又船井郡の3町は別途3町合併の法定協 議会を結成した。残る船井3町と北桑1 町で法定協議会へと進められてきた。

住民への説明会は2回もたれたが参加 住民は一割程度と限られていた。住民の 凡その理解が得られたとして「4町合併 へ具体的に進もう」との言い訳となった。

法定協議会では早々と新市長の給与額 や議員報酬は決めたが、住民の暮らしに 直接関わる関心事は「新市に継承し新市 長や新議会で検討」などと、住民の不安 は募るばかり。

スッキリ決めよう住民投票で

こうしたなかで「合併の是非は住民投票でスッキリときめよう」を合言葉に、合併に賛成の人も反対の人も「住民投票条例制定」に全精力を集中、14人の請求代表者と327人の署名受任者をもって地方自治法に基づく住民投票条例の制

定を求める直接請求署名に取り組む。7 月29日からお盆をこえて1ヶ月間で法 定数の33倍、有権者の67%に相当す る2962人分の署名を得たので、9月 3日この署名簿を町選管に提出し審査・ 縦覧手続き中である。

これが住民投票条例の制定へ繋げることを住民と共に念じ、町長・議会が3分の2相当の署名の重さを真摯に受け止めるのが人の道であろう。

特集 合併問題秋の陣 ④ 園部町からの報告

予想こえる1890人ものアンケートが寄せられる

園部町議会議員 〇B 有志会 小林つよき

合併作業が急ピッチ

園部・八木・日吉・美山4町合併が、 来年3月まので調印・府申請を出口に、 急ピッチですすめられようとしています。 法定協議会設置が今年の4月ですから、 わずか1年足らずでことを進めるという、 他の地域では例を見ない突貫作業です。

私の住む園部町では、2月から3月にかけて6箇所で町主催の説明会が開かれましたが、参加者はせいぜい300人ほどで、おざなりもいいところでした。4町の中では、園部町の人口が1万6千人、他の3町は4千人から8千人ですから飛び抜けており、園部中心の合併となることは周知のことのようになっており、他の3町に比べて関心も低いのではというのが、政治に関係するものの見方でした。

町民不在のやり方に異議あり

ところで、園部町では、昨年の町長選 挙をそれまでのいきさつを乗り越えて、 保守と革新が共同してたたかい、現職町 長相手に40%の得票を得るという到達 を築いていました。選挙をたたかったメ ンバーは、その後も定期的に集まり、情 報交換や町政対応を協議してきていたも のです。このグループの4月から5月の 会合の中で、このまま合併が粛々とすす んでいいものなのか、あまりにも将来ビ ジョンや町づくり展望がなさすぎるので はないかということになり、私を含むか つての町会議員6人で「合併問題アンケ ート」を取り組むことになりました。政 党系列でいうと共産党、旧社会党、自民 系、民主党と党派は全く異なるわけです が、現町政の「町民不在のやり方に異議 あり」の一点で共同し取り組むことにななかなかの大仕事でした。 ったものです。

アンケートに町民の不安続々

私たちの基本的スタンスは、現職の町 会議員に「できるだけがんばってもらお う」です。まず現町議会がアンケートを 取り組むよう申し入れたのですが、残念 ながらお断りがあったので、「それなら」 ということで開始しました。みんなで手 分けして町内5000戸にアンケート用 紙を手配りで配布し、料金受取人払いの 封筒で返信してもらう方式です。もちろ ん多くの方に協力してもらったのですが、

結果は、1890人という私たちの予 想をはるかに上回る方々から回答が寄せ られました。数字の集計は別掲の通りで すが、自分のことばで書きつづった80 0 通もの合併への意見・思いは、町民不 在でずるずる進められる町村合併への強 い町民の不安を感じるものばかりでした。 やり始めたアンケートだけで仕事を終わ らせるわけにはいきません。合併の「そ もそも論」での立場や意見は異にする点 もありますが、「主権者は住民」の立場で 共同し、今後も一致点を大切にしながら 取り組みを進めていきます。

(参考:園部町議員OBの実施した町民アンケート結果)

4 町合併の是非について

合併する方がよい	194	(10.	3 %)
合併するのは仕方ない	5 3 3	(28.	2 %)
できれば合併せずに今のまま	4 2 8	(22.	6%)
合併しない方がよい	303	(16.	0%)
わからない	4 1 4	(21.	9%)
無回答	1 8	(1.	0%)
計	1890	(100	. 0%

合併を決める方法について

町議会で決める	182	(9.	6%)
是非についてのアンケートを参考に	596	(31.	5 %)
住民投票で決める	9 4 3	(49.	9%)
その他	3 6	(1.	9 %)
無回答	1 3 3	(7.	0%)
計	1890	(100	0.0%)

新連載 京都府政情報 ①

総合的なリハビリテーション政策を示さないまま 「洛東病院の廃止」を打ち出す

内野 憲 京都府職労副委員長

洛東病院は府民みんなのもの

「府立医大付属病院や洛東病院は『過剰サービス』のない代わりに府民への『いたわり』の感ぜられる医療サービスが受けられると感じ、また実感しています。医療、福祉、教育の分野は、決して経営市場主義で運営できるものではありません。(中略)洛東病院は京都府民ものであって『京都府庁』のものではありません」。これは、「洛東病院廃止」との報道を受けて寄せられた府民の声です。

設置者責任を果たしているのか

今回の問題にかかわっては「府政の無責 任体質」が明らかになりました。

第1は、「洛東病院立ち枯れ」政策をとってきたことです。

洛東病院は、1973年(昭和48年)以後、 「脳卒中をはじめとする循環器系疾患の予防、診断、治療から医学的リハビリテーションまでの一貫した診療を行う病院」として先駆的な整備が行われてきました。しかしここ数年は、結核病棟や精神科外来の廃止、救急指定の取り消し、2年間でのベ15名の医師を異動させる(定数14名中)など、「医療体制確立へのまともな対応」 を何ら講ぜずに赤字体質を作り出し、そしていま「赤字」を理由に「廃止」を打ち出したのです。無責任そのものです。

廃止より充実こそ府民と時代の要請

第2は、府の総合的なリハビリテーション施策を確立しないまま、洛東病院の「廃止」のみを、外部委員からなる「府立病院あり方検討委員会」の、わずか3回6時間ほどの議論で出させたことです。

今日、高齢化社会の本格化とともに、医療・介護・保健・福祉の連携や、リハビリテーション施策の充実が望まれています。 京都府のリハビリテーション施策の立ち遅れは、各方面から指摘されています。にもかかわらず、リハビリテーション施策の確立なしに、リハビリテーションの中核的な役割を果たしてきた洛東病院の「廃止」を打ち出したことは、府の果たすべき役割放棄以外の何ものでもありません。

今、患者さんや関係諸団体、住民のみな さんの力あわせた、「洛東病院の廃止に反 対し、整備・拡充と京都府のリハビリテー ション施策の確立求める」運動が展開され ています。

研究最前線 学者・研究者リレートークNo.40

住民生活に必要な公共施設のありかたを追求 指定管理者制度の対案を「試案」にまとめる

井上 英之 大阪音楽大学教授

この20年間ほど、家庭内の事情から介護・看護に専念して健康づくりや医療生協づくり、病院や医療・医師の選択方法、さらには「人前結婚式」のポスト形態である原野葬や「人前葬式」、リビング・ウイルの実践的追求をしてきました。

また、直接地域や自治体の現場に参加できないことから、大阪に「教育・文化センター」、社会教育研究所、京都に「くらしと協同の研究所」を仲間とともに設立し、その運営を担うとともに、新しい共同研究を追究するほか、自らは動きまわらなくでも可能な歴史研究に限定してきました。ようやく、全国で初めての自治体社会教育』、10冊の資料集をまとめた「戦前・京都における消費組合研究」を刊行出来て、あと1冊生協論を執筆すればこの間の整理が完了するところにまでこぎつけることが出来ました。

そこで、復帰はまず自らの住む地域からと考えて、団地管理組合、自治会や市民オペラづくりを担い、そして自治体問題研究所の関係では『住民と自治』6月号、『Q&A自治体アウトソーシング』をまず執筆しました。また、多重債務者を自治体が関与して救済する岩手県内のユニークな事例

を紹介し、京都でシンポジュームを実施したことはこの『月報』でまとめられていて ご承知のことと思います。

現在、各自治体は構造的再編策の結果として種々の問題をかかえ込まされていますが、指定管理者制度の強制導入も重要な問題といえるでしょう。既に京都府内の各市で、その導入の手続きを定めた条例化が実施されていますが、既に紹介した『Q&A自治体アウトソーシング』でその対案を「試案」としてまとめていますので、是非ご参照していただきたいと思います。

この指定管理者制度には、住民の多様な 生活に必要な事業の、その職員による施設 的な展開によって「公共性」と住民の「権 利性」を確保するという法制度・基準の問題と、住民の参加と活用による主体的力量 を増大させる本来の公共施設のあり方の集 団的追求という問題を含んでいます。とこ ろが現実の政策は、法制度と基準を改悪して公共施設を企業的に利用して参入を強力 に促進させる側面と、徹底して安上がり行政に転換・縮小させる側面とを地域状況に 応じて実現させるものとなっています。

京都府内では、JAの地域からの撤退に対して大宮町・美山町等での「くらしを守る」取り組みを前進させた教訓があります。

こうしたすぐれた事例に学んで、住民生活が真に求められているのでしょう。 に必要な公共施設のあり方を追求すること

京都府地方労働委員会・労働者委員 不当任命とりけし裁判の提訴について

岩橋 祐治(京都総評事務局長)

8期15年連続の偏向任命

2004年6月25日、山田啓二京都府 知事は、京都地労委(京都府地方労働委員 会)の第39期となる委員(公労使各5名) の任命をおこないました。労働者委員の任 命については、京都総評が推薦する候補者 を排除し、連合京都が推薦する候補者に独 占させるという極めて不公正・不公平な任 命でした。1989年以来"8期連続・1 5年"にわたって、"京都総評排除、連合 京都独占"という偏向任命が続いています。

これに対し、京都総評は、先日9月4日 開催した第62回定期大会で、その偏向任 命の取り消しを求める裁判を京都地方裁判 所に提訴することを確認しました。

地方労働委員会の労働者委員の任命につ いては、労働省通達で「ローカルセンター 毎の組合員数に比例させること」と定めら れています。京都総評7万3千、連合京都 10万という京都の労働運動の現実を全く 無視し、京都総評の存在を事実上否定する ような任命は絶対に許されません。

労働者救済機能に深刻な影

労働委員会制度は、憲法や労働組合法に もとづく、不当労働行為の救済や労働争議

のあっせん・調整をおこなう重要な独立行 政委員会ですが、15年にもわたって"京 都総評排除、連合京都独占"という異常な 状態が続く下で、京都地労委の"労働者救 済機関"としての機能と役割が大きく低下 してきています。

京都地労委に対する申し立て件数が大き く減少するとともに、不当労働行為事件に おいて救済命令が出される割合や、労働委 員会が関与した和解で解決する比率も大き く低下してきました。

わたしたちは今回の訴訟を、京都府知事 のその偏向した姿勢をただし、公正・公平 を旨とする地方自治体のあり方を問うたた かい、京都地労委のその重要な機能と役割 を再生するたたかいと位置づけています。

全国と世界の流れに逆行する異常ぶり

全国的には、この間、東京、大阪、高知、 和歌山、長野、千葉、宮城で、地方労連(地 評) 推薦の委員が相次いで任命されてきて おり、「連合独占、全労連排除」という不 正常な事態は、次第に克服されてきていま す。2003年7月、福岡地裁は、「『連 合独占、全労連排除』という任命は、知事 の裁量権を逸脱している」と明確に判じま

した。ILOも、二度に渡って、日本政府に対して、「ILOの結社の自由原則にもとづいて適切な措置をとるよう求める」勧告をおこないました。

また、2006年4月から労働審判制が 新たに発足しますが、その労働者側の労働 審判員については、ローカルセンターの枠 を基本として、その組織人数にもとづいて 任命されようとしています。"京都総評排 除、連合京都独占"という不当任命の問題 点は、この間、ますます明らかになってきています。

はたらく者が大事にされる京都を

わたしたちは、"京都における唯一のた たかうまともなローカルセンター"として、 その存在とプライドをかけて、裁判闘争に 全力でとりくみ、必ず勝利する決意です。 みなさんのご支持とご支援を心よりお願い します。

美しきマンスリー (第5回)

いますぐ景観法に基づく景観地区の指定を ~字治市の高層マンション建設計画をめぐって~

広原 盛明(前京都府立大学学長)

昨年度に長年の懸案である都市景観形成 基本計画が策定され、今年になって大規模 建築物の指導要綱も実施に移されるなど、 宇治市での美しいまちづくりへの第一歩が やっと始まったところへ、まるで狙い済ま したかのように宇治橋通りで高層マンション建設計画が三たび持ち上がった。恐れて いた事態が思いの外早く到来したのであ る。宇治・妙楽マンション問題だ。

一般にどれだけ理解されているか知らないが、専門家の間では、自治体条例に基づく都市景観形成計画は「きわめて実行力の乏しい計画」「強制力のない計画」として通っている。地方自治体の景観条例が国の法律に根拠を持たない自主条例(任意条例)である以上、景観計画の趣旨に反するどれ

だけ悪質な景観破壊行為に対しても有効な 法的・行政的措置がとれないからだ。 だか ら、このような抜け穴だらけの景観行政に 失望した全国各地のまちづくり団体や地域 住民組織は、美しい景観・環境をまもるた めには「景観訴訟」という非常手段に訴え てでも景観破壊行為(業者)と闘う他はな かった。私が宇治市の都市景観審議会への 参加を打診されたときに真先に考えたこと は、このような無力な審議会が果して美し いまちづくりを担うことができるかという ことだった。でも、宇治市は自分が若い頃 に住んでいた地域(五ケ庄京大官舎)であ り、また現在も休日などにはよく出かける 散歩場所(宇治橋から大吉山・自然公園・ 天ケ瀬ダムを経由して宇治橋に戻ってくる コース)でもあるので、少しでも協力でき

ることがあればと思って引き受けた。

都市の景観問題はすぐれて文化的な性格 を有する問題だ。人間の生命や健康に直接 的な被害を与えるような公害や交通事故な どの深刻な都市問題とは違って、美しい景 観に恵まれないからといって人間は今日明 日に死ぬようなことはない。「花より団子」 という諺があるが、景観はどちらかといえ ば「花」に近い性格の問題だ。団子がなけ れば人は飢えるが、花がなくても飢えはし ない。にもかかわらず、私たちはなぜいま かくも景観問題にこだわるのか。それは、 21世紀のまちづくりが「花も団子も」必 要とする段階に到達したからだ。宇治市の 場合でいえば、京都市のベッドタウンとし てとにかく宅地開発をすればよいといった 量的拡大の時代から、魅惑的な郊外都市の 形成すなわち「景観文化都市」として高度 の熟成が求められる質的充実の時代に入っ たのである。

ただ残念なことに、このような時代変化の風を宇治市の人たちがすべて共有しているわけではない。議会や当局そして住民内部においてもむしろ少数派に属しているのが現実だ。世界遺産を守るための先進的な市民運動ですら、なんだか小うるさい存在として疎まれるような状況が一般的なのである。そんな空気の中でいったい「美しいまちづくり」など果して議論ができるのか。また出来上がった景観計画は市民権を持ちうるのか。

逆説的な言い方になるようだが、私は宇 治市がそのような現状にあるからこそ景観

審議会の仕事を引き受けた。宇治市にとっ て美しい都市景観がどれだけ大切な存在で あり、字治市のまちづくりの生命線である かを、審議会の議論を通して市民に情報発 信しようと考えたのである。折しも幾つか の市民団体から審議会の公開要求があっ た。審議会メンバーと同じく資料を配布し てほしいとの要望も出された。また傍聴者 にも発言を認めるべきだと意見も出てき た。市民が美しいまちづくりや都市景観の 重要性を自分のこととして理解するには、 まず情報が公開され、次に政策形成過程や 計画策定過程への参加が不可欠だ。審議会 メンバーに諮ったところ積極的な賛成が得 られた。また担当事務局の姿勢も驚くほど 柔軟だった。

その後、私は一身上の都合で辞任したが、 景観形成地区指定についての具体的な住民 協議など景観審議会での議論は順調に進ん でいると聞いていた。その矢先の3番目の 高層マンション建設問題である。聞けば、 業者側は当初高さ30メートル、幅100 メートルというまるで恐竜のような巨大マ ンションの建設計画を提示したという。そ のやり方は、行政や地元の反対を見越して 最初は「化け物」のような巨大な計画を出 しておき、譲歩したと見せかけて若干高さ は下げるが、それでも予定通りの容積(床 面積)を確保しようとする悪徳業者の常套 手段そのままだ。案の定、地元の反対が強 いと見るや20メートルまで高さを引き下 げて条例や要綱に基づく指導から逃れよう としているらしい。しかし、アドバルーン を上げての高さ実験では平等院からの景観 破壊はもとより、地元周辺の住環境にとっても多大の悪影響を与えることが判明したという。

私が注目するのは、今回の高層マンション建設計画に対する住民や議会の対応ぶりだ。地元紙の『洛南タイムス』によれば、地元町内会が総出でマンション対策協議会を設置し、会合に参加した各派市会議員も「党派を超えて」対応することを表明したという。また市長・市議会・都市景観審議会に対しても、また地域固有の歴史・文化の経承のためにも、周辺の環境に配慮した毅然たる行政指導・行政措置」を求めている。まさに景観審議会で議論してきたそのことが、いま住民の行動を通して実践されようとしているのである。

このような状況の下で、私はこの6月1 1日に成立し、同月18日に公布された「景 観法」の速やかな適用を提案したい。景観 法は、第2条で「良好な景観は、地域の固 有の特性と密接に関連するものであること にかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、そ れぞれの地域の個性及び特性の伸長に資す るよう、その多様な形成が図られなければ ならない」など5つの基本理念をうたい、 第3条で「地方公共団体は、基本理念にの っとり、良好な景観の形成の促進に関し、 国との適切な役割分担を踏まえて、その区 分の自然的社会的諸条件に応じた施策を策 定し、及び実施する責務を有する」と自治 体の責任を明らかにし、第61条から71 条にかけて新しく「景観地区に関する都市 計画」を規定している。つまり、市町村は 良好な景観の形成を図るため都市計画の地域地区として「景観地区」を決定し、建築物の形態意匠、高さ、敷地面積等を規制することができるとする画期的な内容が盛らをして建築物の形態意匠によって連築物の形態意定によって、その他の制については建築基準法に基づく建築できるといることになった。とはないは建築基準法になった。とはないでははないではないが、といる要望事項そのものではないか。

私は京都市長選において、党利党派を超 えた政策マニフェスト「はんなり京都」を 提起し、脱高層マンションを訴えた。この ときと同じ事態がいま宇治市で出現してい る。宇治橋通りの高層マンション建設計画 へ市長がどのように対応するかは、これか らの字治市の美しいまちづくりにとっての 最大の試金石だといえる。ときあたかも宇 治市長選も真近に迫っている。市長は自ら の政治生命をかけてマンション計画にスト ップをかけ、直ちに都市計画審議会を開催 して(都市景観審議会ではない)、当該地 域の「景観地区」指定を諮問すべきだ。こ の事態に党利党派を超えて対処すること は、文字通り市民・住民の代表である市長 の責務であり、そうでなければ宇治市の市 長としての資格はなきに等しい。速やかな 決断が求められる。

義務教育費国庫負担制度を守ろう ゆきとどいた教育を保障する財政の確保は国の責任 京教組 書記次長 平尾繁和

8月19日、20日の新聞やテレビで は、義務教育費国庫負担制度をめぐる全 国知事会議の様子が大きく報じられまし た。京教組は、全教等のよびかけにこた え全国知事会議の行われた新潟市での「義 務教育費国庫負担制度、私学助成制度堅 持」宣伝行動に参加してきました。全国 知事会議は激論がかわされ異例の採決の 結果、2006年度までに義務教育費国 庫負担金のうち中学校教職員給与費約8 500億円削減、09年度までに小学校 教職員分も含め義務教育費国庫負担金を 全廃し一般財源化する案を決定しました。 これには、「数字合わせのために安易な削 減案を決めたのは、見識も理念も欠いた ものだ」(8/20 付読売新聞)と批判がで ています。小泉内閣は、こうした地方6 団体案をうけ経済財政諮問会議等をへて、 この秋「三位一体」改革の全体像を決め る方向で閣内調整をすすめています。

義務教育費国庫負担制度は、どの地域でも格差のない、ゆきとどいた教育を保障し、教育の機会均等、教育水準の維持向上を図ることを目的としたもので、憲法・教育基本法に定められた国民の教育を受ける権利を保障する国としての財政責任を明らかにした制度です。

義務教育における国の責任は、教科書 検定や学習指導要領の義務付けなど教育 内容を上から統制することにあるのではなく、教育条件の整備こそが本来の責務です。このことは教育基本法第10条に明記されているところです。

義務教育費が一般財源化され使途自由 な財源になれば、それが義務教育に使われる保障はどこにもありません。首長の 姿勢で他に使われることもありえますでの 地方財政危機のおり学校統廃合などでありません。 源を確保する自治体もでるかもしれまを が、文部科学省の試算では、負用で改革」 のはいは、国の財政事情を優先に地で のねらいは、国の財政事情を優先にであり捨てるもので、04年度予算で地 方交付税などが大幅に削られ、どこの信 治体も予算編成に苦慮したことは記憶に 新しいところです。

京教組は、この4月から小泉内閣の「骨太の方針2004」策定時期を焦点に「義務教育費国庫負担制度堅持」全国20万署名運動にとりくみ、府内の民主団体や労働組合からも協力をいただいて短期間に1万に迫る署名を内閣府に届けてきました。引き続き、この秋憲法・教育基本法改悪を許さない大きなたたかいと結合して、義務教育費国庫負担制度を堅持させるため取組みをすすめていきたいと思います。